

青森県家庭の日及びノー行事デイを定める要綱

平成11年9月1日制定
令和7年4月16日一部改正

(目的)

第1 この要綱は、家庭が、人が生まれ、育てられる基礎的な生活の場であることを踏まえ、ぬくもりのある家庭づくりを促進するため、県民がそれぞれの地域にかえり、家庭単位で過ごす日として家庭の日及びノー行事デイを定めることにより、家庭を子どもが安心して成長していける場とし、家族が愛情と信頼の絆で結ばれ、社会を形成する基礎的な単位としての家庭が健全に営まれるよう家庭のぬくもりをはぐくみ、もって青少年の健全育成及び地域社会の親密な連携を図ることを目的とする。

(家庭の日)

第2 家庭の日は、家庭が青少年の健全な育成を図る上で大切な役割を担っていることから、家庭づくりについて家庭内で考え、話し合い、楽しみ合い、協力し合う日とする。

2 家庭の日は、毎月第3日曜日とする。

(ノー行事デイ)

第3 県は、家庭で過ごす時間を充実させ、家庭内の連帯を実効あるものとするため、毎年5月を家庭の日普及強化月間とし、その第3日曜日をノー行事デイとする。

2 県は、ノー行事デイにおいては、原則として行事を開催しないものとする。

3 県は、市町村、公共団体及び公共的団体等に対し、ノー行事デイの趣旨について周知を図るものとする。

(環境整備)

第4 県は、県民が家庭の日においてその趣旨に沿った活動ができるような環境を整備するため必要な措置を講ずるものとする。

(普及啓発)

第5 県は、家庭の日は県民に広く周知され、浸透するよう、次に掲げる普及啓発のための事業を行うものとする。

- (1) 家庭の日に関するリーフレット、ポスター等の作成及び配布
- (2) 新聞、ラジオ、テレビ等の使用による広報
- (3) その他家庭の日の趣旨にふさわしい事業